

[検討事項] □パブリック・コメントの実施**1. 考え方について**

議会は、市政に関する基本的な政策等の策定に当たり、市民が意見を提出する機会として、意見提案手続（パブリック・コメント手続）を行うことができる。

2. 福島市議会の状況

未実施

※福島市議会は、福島市パブリック・コメント制度実施要綱における「実施機関」ではない。

3. 参考条文、参考事例等**○所沢市 第8条（意見提案手続）**

議会は、基本的な政策等の策定に当たり、意見提案手続（パブリックコメント手続）を行うことができる。

■意見提案手続の対象

- ①所沢市議会の議決すべき事件を定める条例第2条に規定する事件
- ②議員又は委員会の提出による条例の制定又は改廃
- ③その他、特に実施する必要があるもの

○多摩市 第5条（情報共有と市民意見の把握）

議会は、市民に対する説明責任を果たさなければなりません。

3 議会は、市民の多様な意見を把握し、意思決定に反映させるため、次に掲げる方法のうち事案に応じて必要なものを用いるものとします。

(1) 議会報告会及び意見交換会の実施

(2) パブリックコメントの実施

(3) アンケート調査等の実施

■意見提案手続の対象

- ①市に関する事業、又は、市議会が独自の観点で策定した政策案等

※実施にあたっては、代表者会議又は委員会が、実施目的、実施内容、対象者及び実施期間その他必要な事項を明らかにして行う。